

令和6年度 全日本指定自動車教習所協会連合会事業報告

【概況】

1 指定自動車教習所の数と教習の実施状況

令和6年12月末現在、全指連会員の教習所数は1,232所で前年末より4所減少し、ピーク時であった平成3年（1,477所）と比べ、245所（約16.6%）減少した。

また、令和6年中の会員教習所卒業生数は147万6,711人で、対前年比－1万1,903人と3年連続で減少し、ピーク時であった平成2年（261万2,961人）と比べると113万6,250人（約43.5%）の減少となった。

なお、警察庁統計によると、令和6年末現在の運転免許保有者数は8,174万2,303人で、前年と比べ12万425人減少した。

	卒業生数（令和6年）	対前年比
四輪車	123万 606人	－1万4,547人（約1.2%減）
二輪車	24万6,105人	－4,556人（約1.8%減）
合 計	147万6,711人	－1万1,903人（約1.3%減）

2 各種の法定講習等と認定教育の実施状況（法定講習等に関する全国の数字は警察庁資料による。）

（1）高齢者講習

令和6年中の高齢者講習の受講者数は387万3,772人で、前年と比べ35万3,950人（約10.1%）増加した。うち、75歳以上の高齢運転者に対する講習の受講者数は259万1,663人（高齢者講習の約66.9%）であった。

このうち、認定教育である高齢者講習同等課程の受講者数は303万2,705人で、全体の約78.3%を占め、前年と比べ67万5,453人（約28.7%）増加した。

また、全高齢者講習のうち、1,055所の会員教習所（約86.7%）がこれを実施し、その受講者数の合計は353万6,172人（全体の約91.3%）で、前年と比べ33万4,012人増加した。

なお、会員教習所が実施した臨時高齢者講習の受講者数は329人（全体の約76.9%）（112所）であった。

（2）認知機能検査

令和6年中の認知機能検査（75歳以上の高齢運転者）の受検者数は265万3,291人で、前年と比べ8万9,581人（約3.5%）増加した。

このうち、会員教習所（1,031所）が実施した認知機能検査の受検者数は188万3,513人（全体の約71.0%）で、前年と比べ8万2,984人（約4.6%）増加した。

なお、臨時認知機能検査の受検者数は18万1,556人で、このうち、会員教習所（480所）が実施したものの受検者数は5万2,778人（全体の約29.1%）であった。

（3）運転技能検査

令和6年中の全国の運転技能検査の受検者数は15万6,376人で、このうち会員教習所（1,123所）が実施したものの受検者数は11万9,167人（全体の約76.2%）で、前年と比べ266人（約0.2%）増加した。

(4) 初心運転者講習

令和6年12月末現在、初心運転者講習の指定講習機関として指定されている教習所数は846所で、前年より3所減少した。令和6年中の受講者数は1万4,946人で、前年より630人減少した。

このうち、会員教習所(738所)の実施したものの受講者数は1万4,892人(全体の約99.6%)であった。

(5) 取消処分者講習

令和6年12月末現在、取消処分者講習の指定講習機関として指定されている教習所数は289所で、前年より15所増加した。令和6年中の受講者数は1万9,400人で、前年より1,349人(約6.5%)減少した。

このうち、会員教習所(244所)の実施した講習の受講者数は1万5,940人(全体の約82.2%)であった。

3 初心運転者の事故

指定自動車教習所卒業生に係る運転免許取得後1年以内の初心運転者の事故者率は、普通免許取得者については0.48%で、平成15年から22年連続で低下し、平成15年と比べ約4分の1近くにまで減少(-73.9%)しているが、最近はほぼ横ばいの状況となった。

	6年	5年	4年	3年	2年	元年	30年	29年	28年	27年
普通免許取得者	0.48	0.49	0.51	0.52	0.57	0.66	0.78	0.89	0.93	1.01
普通二輪免許取得者	0.50	0.49	0.51	0.53	0.56	0.65	0.73	0.83	0.92	0.95

【 主な事業の実施状況 】

第1 指定自動車教習所の適切な運営管理

1 デジタル化の推進

(1) オンライン学科教習の適正な実施に向けた取組

録画配信方式によるオンライン学科教習を実施している一部の教習所において、道路交通法令、警察庁運転免許課長通達等から逸脱しているとみられる事例が見られたことなどを踏まえ、教習及び業務デジタル化調査研究小委員会において、計5回の委員会を開催し、制度の見直しが必要と考えられる事項をとりまとめ、令和6年5月20日、警察庁運転免許課に対し要望した。

要望を受けて、同課は、同年7月18日、「指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の留意事項について（通達）」（令和6年7月18日付け警察庁丁運発第144号）を示達した。

（参照）「指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の留意事項について（通達）」の発出について」（令和6年7月18日付け全指連発第145号）

(2) いわゆる AI 技能教習システムに関する調査研究

教習及び業務デジタル化調査研究小委員会において、いわゆる AI 技能教習システムに関する調査研究を行うこととし、令和6年8月26日、岸和田自動車教習所において AI 教習車を視察し、事業者からヒアリングを実施するなどして検討を行った。

2 指定自動車教習所公正取引協議会（指公協）との連携

都道府県協会専務理事会議（後記第5-8（7））と指定自動車教習所公正取引協議会（指公協）支部事務局長会議との併催を行うなど、指公協との連携を推進した。

3 適正な個人情報保護の推進

(1) 指定自動車教習所業における個人情報保護指針の適正な運用

令和6年3月に一部改正し、4月1日から施行した「指定自動車教習所業における個人情報保護指針」をもとに、教習所事業者個人情報保護規程（例）を一部改正し、各会員教習所において策定した規程の一部改正を促すなど、引き続き、指針の適正な運用を図った。

(2) 認定個人情報保護団体としての適正な業務の推進

個人情報保護委員会からの依頼を受けて各種の情報提供を行ったほか、個人情報保護委員会による認定個人情報保護団体の対象事業者向け実務研修会の開催について案内するなど、個人情報保護委員会との緊密な連携に努めた。

4 教習所対象各種保険事業の推進

(1) 教習所業務実施中の事故に対する保険

教習所の管理下で発生する事故に係る賠償リスクに対応するため、（一財）全国中小企業共済財団（全共済）との連携により、次の保険の活用の促進に努めた。

ア 指定自動車教習所総合補償保険

令和6年度末現在の加入教習所数は664所（前年度比－2所）で、同年度中の保険金支払い件数は416件（前年度比＋7件）、支払い金額は約5,792万円（前年度比＋約690万円）であった。

イ 運転免許取得者教育見舞金保険

令和6年度末現在の加入教習所数は773所（前年度比－4所）で、同年度中の見舞金支払い件数は9件（前年度比＋1件）、支払い金額は18万円（前年度比－8万円）、傷害保険金支払い件数は6件（前年度比－5件）、支払い金額は約136万円（前年度比－約2万円）であった。

（2）教習所職員用保険

教習所職員の福利厚生対策として、全共済等との連携により、生命共済等各種共済保険の効果的な運用に努めた。

（3）サイバーリスク保険

教習所が、不正アクセス、ウイルス感染等によるサイバー攻撃を受けた場合の損害賠償と損害費用を補償する「全指連 サイバーリスク保険制度」を全共済と連携して開発し、令和5年10月から運用を開始して活用促進に努めた。

（参照）「全指連 サイバーリスク保険制度」発足のご案内について」（令和5年8月22日付け全指連発第139号）

（4）会員教習所向け損害保険団体制度

会員教習所、都道府県協会等の役職員及びその家族を対象とした任意保険制度である「損害保険団体制度（集団扱）」（三井住友海上火災保険（株））を発足させ、令和5年9月1日から販売を開始したところ、引き続き本制度の活用促進に努めた。

（参照）「会員教習所向け損害保険団体制度（集団扱）発足のご案内」（令和5年8月31日付け全指連発第162号）

5 災害被害を受けた教習所に対する見舞金の贈呈

災害による被害を受けた会員教習所に対して、「台風・地震等災害見舞金基準」に基づき、1所に見舞金1万5千円を贈呈した。

第2 教習所の事業発展のための施策の推進

1 指定自動車教習所における人材活用支援パッケージの取組の推進

（1）人材活用方策の検討

働き方改革・人材活用に関する調査検討小委員会を計2回開催し、指定自動車教習所における人材の採用・定着、育成・活躍等の人材活用を支援するための効果的な方策について検討した。

令和6年9月に人材活用に関する企業調査及び従業員調査、令和7年3月に会員教習所2所に対するヒアリング調査を行い、調査結果を受けたガイドラインの策定や、令和7年度の指定自動車教習所における人材活用支援パッケージについて審議した。

（2）ダイバーシティ経営の促進

ア 高齢者

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の委託事業として、指定自動車教習所業高齢者雇用推進委員会（座長：田口和雄・高千穂大学経営学部教授、委員：教習所経営者及び全指連専務理事）を計4回開催し、高齢者雇用に関する企業調査及び従業員調査やヒアリング調査を踏まえ、ガイドラインの骨子案の検討等を行った。

イ 女性

女性活躍推進調査研究小委員会を計3回開催したほか、適宜、作業部会を開催し、指定自動車教習所における女性の採用・定着、育成・活躍等の一層の推進方策につ

いて検討し、企業調査及び従業員調査やヒアリング調査を踏まえて、令和7年3月に「女性活躍推進調査研究小委員会報告書～女性教習指導員・検定員のさらなる活躍にむけて～」を作成した。

ウ 外国人

これまで、外国人教習指導員の活躍範囲の拡大が図られるよう要望し、警察庁が出入国在留管理庁に確認をした結果、教習指導員等の資格審査に合格し、本邦大学、専修学校卒業生等に係る在留資格「特定活動（告示第46号）」を取得した者は、教習指導員等として制約なく活動することが可能になるとの見解が示されたことから、その周知を図った。

（参照）「外国籍の教習指導員の活躍範囲の拡大について」（令和6年10月11日付け全指連発第202号）

2 教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究への的確な対応

令和4年に警察庁と合同で設置された「教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究委員会」は、分科会を2回開催するなど検討を進めた。その結果、令和6年度においては、以下の措置が講じられた。

（1）普通仮免許及び準中型仮免許の受験資格年齢の引下げ

令和6年5月24日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、18歳以上から17歳6月以上に引き下げられ、公布の日から2年以内に施行されることとなった。

（参照）「改正道路交通法」の公布について」（令和6年5月30日付け全指連発第101号）

（2）通達等による措置

運転シミュレーター故障時の対応、一部教習の順序変更、時間の緩和、技能検定員の従事制限等計11項目について見直し等が行われた。

（参照）

- ・ 「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」の発出について」（令和6年8月2日付け全指連発第153号）
- ・ 「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」ほか関係通達の発出について」（令和6年10月25日付け全指連発第210号）

残る検討項目についても、順次走行実験等を行い、早期に結論を得るよう、警察庁に要望した。

3 普通第二種免許の教習に関する取組

（1）普通第二種免許に係る教習カリキュラムに関する調査研究

警察庁の「普通第二種免許に係る教習カリキュラムに関する調査研究」に有識者委員会委員として教習教育委員長が参画してきたところ、令和6年9月9日に第1回委員会、令和7年2月6日に第2回委員会が開催された。

第2回委員会では、実験教習の結果を踏まえて新カリキュラムの検討が行われ、現行の時限数より学科教習は2時限、技能教習は9時限少ない時限数が適当であるとの結論に至った。

（2）都道府県タクシー協会とのさらなる連携の強化

（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会からの協力依頼を受けて、地域の実情を踏まえながら、都道府県タクシー協会と各都道府県協会とが連携して、普通第二種免許

の教習が円滑かつ適切に行われるよう努めた。

(参照)「都道府県タクシー協会とのさらなる連携強化の依頼について」(令和6年7月16日付け全指連発第142号)

4 高齢運転者に関する取組

(1) 高齢者講習における運転技能診断システムの導入・活用についての調査研究

第14次長期ビジョン研究会が取り組んだ研究内容を踏まえてトヨタ自動車(株)及び新明工業(株)が共同開発を進めている「運転技能診断システム」の導入・活用について検討するため、令和5年5月に設置された「高齢運転者支援小委員会運転技能診断に関する調査検討部会」は、3回の会合を開催したほか実証実験を行い、その結果、「運転技能診断システム」は完成をみた。今後その普及・活用について検討する。

(2) 認定教育等の積極的な活用の促進

認定教育である高齢者講習同等課程等の料金について消費税が非課税とされたことなどを受けてその積極的な活用を促した(その実施状況は、概況2(1))。

(3) 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の体験による交通事故防止意識の醸成

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の配備は令和5年度で終了したが、全国でペダルの踏み間違いによる交通事故が多発していることから、引き続き高齢者講習等で同装置を体験してもらうことにより、交通事故防止意識の醸成及び同装置の普及啓発活動を推進する。

(4) 高齢運転者支援のための施策の推進

高齢者講習指導員向けの『高齢運転者支援のハンドブック』(令和元年発行)の更なる活用を図るとともに、高齢者講習に従事する高齢者講習指導員9人を対象に、高齢運転者支援指導員研修(3日間)を実施した。

また、高齢運転者支援士の認定試験(第6回)及び高齢運転者支援士補の認定試験(第12回)を実施し、高齢運転者支援士5名、高齢運転者支援士補9名を認定した。

5 障害者に関する取組

(1) 発達障害者教習支援指導担当者研修

令和6年7月、発達障害者の教習を支援する教習指導員等実務担当者59人を対象に研修(3日間)を実施した。

(2) 運転補助装置の配備による障害者等の運転再開等に向けた支援

四肢及び体幹機能障害や高次脳機能障害等を持つ方々の運転再開及び運転免許取得に向けた支援事業を新たに展開することとし、障害者の教習に必要な運転補助装置65基を、(一社)日本損害保険協会が実施する「自賠責運用益拠出事業」の補助を受けて配備した。

併せて、運転補助装置の配備による障害者等の運転再開等に向けた支援事業研修会を2回開催した。

(3) 高次脳機能障害者の運転再開支援に関する取組

『教習所職員のための高次脳機能障害者支援マニュアル』(令和2年4月発行)を活用し、会員教習所における高次脳機能障害者の運転再開支援の取組を進めるとともに、医師、作業療法士や教習指導員等が参加する日本安全運転医療学会との連携を図った。

6 外国人に関する取組

自動車運送業の人手不足等から、特定技能制度に基づき外国人が従事できる事業分野に「自動車運送業」（トラック、バス、タクシー）が追加されたことに伴い、当該在留資格で令和6年4月からの5年間に最大で24,500人の外国人の入国が認められることとなった。これを受け、同外国人に係る、いわゆる「外免切替」をはじめとした国内免許取得のための手続の円滑化及び本邦の道路交通への安全かつスムーズな適応に向けた協力を行うべく、会員教習所への外国人向けの教習受入れ意向調査を実施したほか、警察庁及び全日本トラック協会等関係団体等との連絡会議を開催し、意見交換を行った。

7 ブラッシュアップ講習の推進

ブラッシュアップ講習制度について、引き続き、実施教習所数を拡大するため、実務担当者研修会を2回開催し、計25人が受講した。

8 税制・助成金等の活用の促進

（1）中小企業経営強化税制の活用の促進

中小企業者である指定自動車教習所は、中小企業経営強化税制（令和8年度末までの適用により、生産性向上の要件を満たす運転シミュレーター、視力検査器等の対象設備を取得した場合には、初年度に即時償却又は税額控除（企業規模により7%又は10%）を受けることができる。

全指連は、当該税制において、対象設備が生産性向上の要件を満たすことを証する証明書を発行する団体として中小企業庁から指定されており、令和6年度中に計25通の証明書を発行した。

（2）税制・助成金等の制度に関する情報発信

ア 機関誌「自動車学校」において、「教習所経営者が知っておきたい経営支援施策」を連載し、中小企業施策を中心とした施策を紹介するとともに、同連載において、経営に困難を抱える教習所経営者からの相談を受け付ける旨の周知を図った。

イ 厚生労働省からの依頼を受けて、教育訓練給付制度のうち特定一般教育訓練給付が拡充された制度改正についての周知や、会員教習所による教育訓練給付制度（特定一般教育訓練給付及び一般教育訓練給付）の講座指定の申請の勧奨を行った。

9 教習ローン制度の適正な活用

（株）オリエントコーポレーション及び（株）ジャックスと連携を図り、教習ローン制度の適正な活用の促進に努めた。

令和6年度中の利用件数は1,197件、利用額は約2億9,863万円であった。

10 「指定自動車教習所を応援する議員連盟」との連携等

令和6年6月10日、衆議院第一議員会館において、「指定自動車教習所を応援する議員連盟」の第10回会議が開催された。全指連会長及び専務理事がこれに出席したほか、30人以上の都道府県協会の会長及び専務理事が会議を傍聴した。会議では、専務理事から、普通第二種免許教習内容の見直しの検討状況及び令和5年11月に自由民主党に提出した要望について説明を行った。

11 手数料と委託料の乖離是正に関する取組の推進

高齢者講習、仮免許事務等各種委託契約に関する実態調査を行い、調査結果を都道府県協会及び警察庁に情報提供するなど、手数料と委託料との乖離是正に向けた取組を推進した。

(参照)「高齢者講習等及び仮免許事務関連に係る委託料の実態調査結果について」(令和7年4月18日付け全指連発第51号)

12 長期ビジョン研究会による調査研究

令和4年度に発足した第15次長期ビジョン研究会(30都道府県から30名が参加)が、令和6年11月12日、発表会において2年間の調査・研究の結果の発表を行った。

また、10月29日には、第16次長期ビジョン研究会が、23都道府県から24名が参加して発足した。

第3 教習の充実と法定講習の適正な実施

1 初心運転者事故防止対策推進奨励金制度の取組

SDカードの取得を促し、もって教習生の安全運転意識を高めることを目的に、令和6年3月、都道府県協会の取組を全指連として支援するために奨励金制度を発足させたところ、初年となる令和6年中の取組について、25都道府県協会に奨励金を交付した。併せて、自動車安全運転センターに対し、教習に資する情報の提供について要望した。

2 各種競技大会の開催等

(1) 全国指定自動車教習所学科教習競技大会の開催

令和6年10月23日、第15回全国指定自動車教習所学科教習競技大会を開催した。

(2) 全日本指定自動車教習所教習指導員技能研修大会の実施の在り方の検討

令和2年度以降中断している全国自動車教習所教習指導員安全運転競技大会を、教習指導員の技能教習方法のレベルアップにつながる研修的な内容を盛り込む形に変更することとし、令和6年9月10日、教習教育委員会において実施の在り方等について審議した。12月3日に作業部会を開催し、大会の実施要領について具体的に検討を進める等、令和7年度の大会実施に向け諸準備を推進した。

3 各種指導員研修の実施

(1) 障害者教習指導員研修

障害者に対する教習に従事する教習指導員34人を対象に研修(3日間)を実施した。

(2) 高齢運転者支援指導員研修(第2-4(4)参照)

(3) 高速教習指導員研修

自動車安全運転センター安全運転中央研修所に委託して、教習指導員19人を対象に研修(4日間)を実施した。

4 自動車安全運転センター安全運転中央研修所との緊密な連携

(1) 高速教習指導員研修の実施の委託(第3-3(3)参照)

(2) 福岡県における「運転技能検査員・高齢者講習指導員課程」の試行実施

自動車安全運転センターは、令和6年6月から12月までの間に3回（1回あたり2日間）、福岡県内の教習所において運転技能検査員・高齢者講習指導員課程を試行実施し、九州各県の教習指導員等99人が参加した。

(3) 指導員課程入所者に対する助成の実施

安全運転中央研修所の新任運転適性指導員課程、現任運転適性指導員課程及び現任運転習熟指導員課程の入所者に対する助成を行った。令和6年度の助成金の支給額は、次のとおりである。

課程名	入所人員	支給額
新任運転適性指導員課程	53人	424万円
現任運転適性指導員課程	16人	80万円
現任運転習熟指導員課程（二輪・四輪）	59人	236万円
現任運転習熟指導員課程（四輪）	22人	44万円
現任運転習熟指導員課程（二輪）	12人	24万円
合 計	162人	808万円

(4) 安全運転中央研修所実技教官候補者の推薦

自動車安全運転センターからの推薦依頼に基づき、都道府県協会に対し適任者の推薦を依頼した。都道府県協会からの推薦により、実技教官2人の採用が内定した。

(5) 入所者募集に係る協力

安全運転中央研修所における教習所関係の各種研修課程の予約空き情報を、毎月、会員教習所に提供するなど、入所者募集に係る必要な協力を行った。

(6) 教習指導員（普通）課程の効果的な運用

自動車安全運転センターの行う教習指導員（普通）課程について、令和6年度は合計11回363人が参加して行われた。今後とも、自動車安全運転センターと連携しつつ、その効果的な取組を推進した。

5 各種教本の見直し、改訂等

次の教本等を作成・発行した。

① 『みんなを守る安全運転』（運転免許保有者講習用。改訂版）（令和6年11月発行等）

② 『いつまでも安全運転を続けるために』（高齢運転者講習用。改訂版）（令和6年11月発行等）

（参考）

『いつまでも安全運転を続けるために（高齢運転者講習用教本）』 約244万部

『みんなを守る 安全運転（運転免許保有者講習用教本）』 約40万部

6 新任者研修会の実施

(1) 新任設置者研修会

令和6年7月23日、新任設置者等37人を対象に実施した。

(2) 新任管理者研修会

令和6年7月4日・5日、新任管理者、都道府県協会の新任専務理事等147人を対象に実施した。

第4 交通安全教育その他公益活動の推進

1 交通安全関係機関・団体との連携による活動

令和3年3月に決定された第11次交通安全基本計画の周知を図るとともに、全国交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進キャンペーンに参加するなど、交通安全関係機関・団体との連携による活動を推進した。

2 地域における交通安全教育センターとしての活動

会員教習所が、「指定自動車教習所広報月間」、「指定自動車教習所の日」（6月25日）や「教習所の日開放」と連動して幼児、高齢者等に対する交通安全講習会の開催等地域における交通安全教育センターとしての活動を推進するよう促し、交通安全思想の普及を図った。

3 交通安全教育に関する研究会、講演会等への参加

次の研究会、講演会等に参加した。

開催日	会合名
令和6年5月31日	日本交通心理学会自動車教習所セミナー
令和6年6月1日・2日	日本交通心理学会第89回大会
令和6年12月15日	日本安全運転医療学会学術集会

第5 全指連としての適切な業務運営

1 全指連の運営体制等に関する規程の整備等

全指連の業務運営を適切に行うため、就業規則の改正、職員給与規程の改正及び事務局の組織に関する規程の改正のほか、「専務理事の業務等を定める件」を制定し、令和7年4月1日から施行した。

また、全指連個人情報保護実施要領の一部改正を行い、令和6年4月1日から施行した。

2 資産の有効活用

全指連の流動資産の一部を普通預金から国債等の安全資産で運用し、全指連の収益を補完するため、全指連資産運用管理規程を制定した。令和7年度から資産運用を行うこととしている。

3 個人情報及び法人情報の漏洩等に対する保険

会員教習所向けのサイバーリスク保険（第1-4（3）参照）と同等の補償を受けられる、全指連及び各都道府県協会向けのサイバーリスク保険を全共済と連携して開発し、令和6年12月に一括で加入した。

4 コンプライアンスの徹底

会員教習所における業務遂行上の重大交通事故等の防止に努めるとともに、各種法令の遵守等、コンプライアンスの徹底を図った。

5 各種情報の収集・伝達

実態調査自動集計システムを活用して、教習所の規模等の基本情報を収集し、教習所

関係統計を作成・提供するとともに、全指連ホームページの会員向け情報のページにおいて、引き続き情報の更新を行い、全指連から発出する通知等の各種情報を都道府県協会及び会員教習所に迅速に伝達した。

6 指定自動車教習所の広報

(1) 「指定自動車教習所広報月間」の実施

令和6年6月の1か月間を「指定自動車教習所広報月間」とし、指定自動車教習所シンボルマーク及び「指定自動車教習所の日」（6月25日）の広報を行ったほか、ホームページ、広報パンフレット「指定自動車教習所」及び機関誌「自動車学校」による広報を行った。

(2) 広報パンフレット「指定自動車教習所」の活用

各種の行事や部外の関係者に対する説明の機会等をとらえて配付し、指定自動車教習所への理解の促進に努めた。

(3) 機関誌「自動車学校」（月刊）の編集等

その内容の充実を図るとともに、毎月約8,630部を会員教習所に無償配付した。

(4) 情報誌『gear change ギア・チェンジ』の発行

編集委員会を3回開催し、令和7年1月、「gear change ギア・チェンジ (vol.7)」を発行して会員教習所に配付した。

(5) 指定自動車教習所検索ポータルサイトの活用

教習所入所希望者や高齢者講習、障害者教習等の利用者の利便性に資するため開設した指定自動車教習所検索ポータルサイトの活用促進を図った（令和7年3月末現在の登録教習所数は、317所）。このサイトを利用して入所した教習生が卒業したときに贈呈する卒業お祝い金を39人に計28万5千円贈呈した。

7 第57回指定自動車教習所全国大会の開催

令和6年11月12日、第57回指定自動車教習所全国大会を開催した。

来賓として、警察庁長官、同交通局長及び運転免許課長並びに指定自動車教習所を応援する議員連盟会長の平沢勝栄衆議院議員に列席いただいた。

表彰者数と受賞参加者数は、次のとおりである。

表彰名		表彰者数	参加者数
警察庁長官・全指連会長連名表彰	教習功労	5名	5名
	教習業務功労	5名	4名
全指連会長表彰	永年役員功労	2名	0名
	優良教習所	40所	37所
	教習功労団体	10団体	10団体
	教習推進功労	103名	65名
	優良職員	248名	141名
計		413名・団体	262名・団体

8 各種会議の開催

次のとおり開催した。

(1) 総 会

開催日	議 案	報 告
令和6年6月10日	- 令和5年度決算報告 - 役員（理事）の選任	- 令和5年度事業報告 - 令和6年度事業計画及び予算

(2) 理事会

開催日	議 案
令和6年5月24日	- 定時総会の開催、令和5年度事業報告及び決算報告 - 全指連会員（教習所会員）の加入
令和6年6月10日	- 副会長及び専務理事の選定 - 参与委嘱の承認
令和7年3月25日	- 令和7年度事業計画案及び予算案 - 全指連の就業規則改正案、職員給与規程改正案、職員退職金支給規程改正案、事務局の組織に関する規程改正案、専務理事の業務等を定める件制定案 - 資産運用管理規程制定案

(3) 監事会

令和6年5月16日、令和5年度事業報告及び決算報告を了承。

(4) 会長副会長会

開催日	報 告
令和6年5月14日	理事会に付すべき議案等
令和6年10月23日	- 第57回指定自動車教習所全国大会実施要綱（案） - 令和6年度（4～9月）業務推進状況 等
令和6年11月12日	当面の諸問題
令和7年2月25日	- 理事会に付すべき議案 - 全指連の法人税課税の見直し（普通法人化構想） 等

その他、随時、オンライン方式による意見交換等を実施。

(5) 専門委員会等

ア 総務委員会

開催日	議 題
令和6年5月21日	理事会に付すべき議案等
令和6年10月8日	- 第57回指定自動車教習所全国大会実施要綱（案） - 令和6年度（4～9月）業務推進状況 等
令和7年3月11日	理事会に付すべき議案等

イ 経営委員会

令和7年2月4日、令和7年度の指定自動車教習所における人材活用支援パッケージについて審議。

(ア) 働き方改革・人材活用に関する調査検討小委員会（第2-1（1）参照）

開催日	審議事項
令和6年4月15日	指定自動車教習所における人材活用の支援方策
令和6年12月5日	ガイドラインの策定等

(イ) 女性活躍推進調査研究小委員会（第2-1（2）イ参照）

開催日	審議事項
令和6年5月20日	女性の活躍を一層推進するための方策

令和6年10月30日	・ 企業調査・従業員調査の集計結果
令和7年3月18日	・ ガイドラインの策定

ウ 教習教育委員会

令和6年9月10日、令和7年度「全国指定自動車教習所教習指導員技能大会（仮称）」の実施について審議。（第3-2（2）参照）

○ 教習及び業務デジタル化調査研究小委員会（第1-1参照）

開催日	審議事項
令和6年4月12日	・ 警察庁への提言案
令和6年5月10日	・ 警察庁への提言案
令和6年9月18日	・ 岸和田自動車教習所におけるAI教習車の視察結果
令和6年10月28日	・ AI教習システム事業者からのヒアリング
令和6年11月7日	・ AI教習車両の無線教習利用に伴う検討

（6）指定自動車教習所業高齢者雇用推進委員会（第2-1（2）ア参照）

開催日	審議事項
令和6年6月7日	・ 1年次スケジュールの検討等
令和6年7月18日	・ アンケート案の検討等
令和6年12月6日	・ アンケート調査結果の報告等
令和7年1月30日	・ ガイドライン骨子案の検討等

（7）都道府県協会専務理事会議

令和6年10月22日。内賞授与、各都道府県協会からの事例発表及び当面の課題についての説明等。

9 公認会計士のアドバイザー業務

令和7年1月14日、4月4日及び4月24日、令和6年度の経理に対する公認会計士によるいわゆるアドバイザー業務（スポット監査）が行われたが、指摘事項はなかった。